

「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令案」に 対する意見の募集 環境省



環境省では「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令案」について平成 26 年 1 月 31 日から 3 月 2 日までの間、意見の募集（パブリックコメント）を行いました。

平成25年 6月に大気汚染防止法施行規則の一部が改正され、同年10月にアスベスト大気濃度調査検討会において、測定結果の評価方法等に関する技術的な検討を行い、その結果を取りまとめたものになります。

その主な内容は、以下の通りです。

1. 特定工事の実施の届出義務者の変更
2. 解体等工事の受注者への事前調査や調査結果の説明、掲示の義務付け
3. 立入検査等の対象拡大
4. 作業開始前に前室の負圧確認。集じん・排気装置の排気口で、粉じんを迅速に測定できる装置を用いること

ご不明な点がありましたら、(公社)日本作業環境測定協会の「空気中の石綿計数分析に関するクロスチェック事業」において A ランクを取得している当社まで、お気軽にお問い合わせください。

資料 2014 年 1 月 31 日付 環境省 報道発表資料

化学分析箇所 鈴木敏純